

議案第 69 号

世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 17 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、
住民基本台帳法に基づく請求等及び届出を拒むことができる事由を改める必要があ
るので、本案を提出する。

世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例（平成15年6月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「身体」を「心身」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。